処　　分　　基　　準

令和３年３月22日作成

法　　令　　名：銃砲刀剣類所持等取締法
根　拠　条　項：第11条第７項
処　分　概　要：取消し前の銃砲等の提出命令
原権者（委任先）：兵庫県公安委員会
法 令 の 定 め： 銃砲刀剣類所持等取締法第11条第１項～第４項、第７項（許可の取消し及び仮領置）、同第27条第１項（提出命令）
処　分　基　準： 当該銃砲又は刀剣類が犯罪に使用されるおそれがある場合等、危害を予防する必要があると認めるときは、銃砲又は刀剣類の提出を命じ、これを仮領置する。
問い合わせ先：兵庫県警察本部　保安課　生活安全許可センター 許可第三係（078-341-7441 内線3415）
備　　考：